

小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

平成31年4月1日
30小環第1442号

(通則)

第1条 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭の効率的なエネルギー利用を促進し、もって地球温暖化防止及び脱炭素社会の形成並びに市民の環境に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表要件の欄に掲げる要件を満たすもの（以下「設備」という。）のいずれかを設置する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第12条に規定する実績報告書を提出する日において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る住宅の所在地で住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者（転入者にあつては、転入前の市町村において、当該市町村税を滞納していない者）
- (3) 交付の申請をする設備において、当該者と生計を一にする者が当該設備に対する補助を受けていない者
- (4) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者
- (5) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にな

い者

(補助事業)

第4条 補助事業は、4月1日から翌年3月15日までの間に、自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に設備を設置すること、自らの居住の用に供するために住宅の新築をする者が当該住宅に設備を設置すること又は第三者が所有する住宅に居住する者が当該所有者の承諾を得て当該住宅に設備を設置することとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2補助の区分の欄に掲げる区分及び住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助金の額の欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置工事の着手前に、あらかじめ小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）に係る設備の設置の場合にあつては、太陽電池モジュールの枚数が確認できる配置図
- (2) 家庭用燃料電池システム（以下「燃料電池」という。）、家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）、定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）及び電気自動車等充給電設備

(以下「V2H」という。)の設置の場合にあつては、当該設備の型式及び規格が明記されている製品仕様書

- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下「ZEH」という。)に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(燃料電池を除く。以下同じ。及び換気設備(以下「高性能外皮等」という。)の設備の場合にあつては、BELS(建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。)の評価書の写し又はZEH基準を満たす国の事業の交付に関する申請をしたことを証する書類
- (4) 設備の設置工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し(当該契約書により設備の設置について確認できないときは、当該設備の設置が確認できる補足書類を添えたもの)
- (5) 補助対象経費等内訳書(様式第2)
- (6) 設備を設置する住宅の全景のカラー写真及び設置予定場所のカラー写真
- (7) 設備を設置する住宅及びその周辺が確認できる地図
- (8) 納税証明書(市町村税の滞納がないことが証明されているもの)
- (9) 申請者と建物の所有者が異なる場合は、住宅用地球温暖化対策設備設置に係る同意書(様式第3)
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が予算の範囲を超えるときは、当該申請の受付を停止することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないこととしたときは、小牧市住宅用地球温

暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第5）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請の取下げをしようとする者は、第7条の通知（以下「決定通知」という。）を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（工事の着手等）

第10条 決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知を受けた日以後に設備に係る設置工事に着手するものとする。

（計画変更等）

第11条 補助事業者は、決定通知を受けた後において次の各号のいずれかに該当する計画の変更を行うときは、設備に係る設置工事に着手する前に、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認申請書（様式第6。以下「計画変更承認申請書」という。）に交付申請時に添付した書類のうち変更となる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の増減

(2) 補助対象経費等内訳書のうち補助対象経費又は設備の型式の変更

(3) 太陽電池モジュールの配置の変更

(4) 設備の設置の中止

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書は、様式第7によるものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助事業完了日の欄に掲げる日から30日以内又は

決定通知を受けた年度の3月15日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その直前の日曜日等でない日）までのいずれか早い日までに、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第8。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る支払いが確認できる領収書の写し
- (2) 別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表添付書類の欄に掲げる書類
- (3) 設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し（3月以内に取得したものであること。）（住民基本台帳に関する公簿を閲覧されることに同意した場合は、これを省略することができる。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定のほか、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付取消決定通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

（額の確定）

第14条 市長は、補助金の額を確定したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金確定通知書（様式第10）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（様式第11。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月22日（この日が日曜日等に当たるときは、その直前の日曜日等でない日）とする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（財産の処分制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、補助金の交付から3年を経過した後は適用しない。

（補助事業者の協力）

第17条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止）

2 小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年3月28日17小環政第1759号）は、廃止する。

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年31小環第491号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和２年３月１日小環第１７６４号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月小環第１４１７号）

1 この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和３年２月小環第１９１６号）

1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和４年３月小環第１８６２号）

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

附 則（令和５年４月小環第２０８８号）

1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規

定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同
日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条関係）

住宅用地球温暖化対策設備	要件	補助対象経費
太陽光発電	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助事業者が電力会社と余剰電力を受給する契約を締結していること。</p> <p>(3) 太陽光の発電による電力が、当該太陽光発電が設置される住宅において消費され、かつ、低圧配線と逆潮流ありで連系されていること。</p> <p>(4) 太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計をいう。以下同じ。）が10kW未満であること。</p> <p>(5) HEMS及び蓄電池、V2H又は高性能外皮等を同時に設置するものであること。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスブレーカー)、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
燃料電池	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる燃料電池であること。</p>	<p>燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池試運転に係る費用等）、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
HEMS	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖</p>	<p>データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計</p>

	<p>化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる HEMS であること。</p>	<p>測機器、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
蓄電池	<p>(1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる蓄電池であること。</p>	<p>リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の購入及び設置工事に関する費用</p>
V2H	<p>(1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる V2H であること。</p>	<p>V2H 本体及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入及び設置工事に関する費用</p>
高性能外皮等	<p>(1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。</p>	<p>(1) 高断熱外皮については、外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入及び設置工事に関する費用 (2) 空調設備については、冷暖房設備の熱源機及び室内機（エアコン）の購入及び設置工事に関する費用 (3) 給湯設備については、給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入及び設</p>

		<p>置工事に関する費用</p> <p>(4) 換気設備については、換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置工事に関する費用</p>
--	--	--

別表第2（第6条関係）

補助の区分	住宅用地球温暖化対策設備	補助金の額
単体補助	燃料電池	補助対象経費の額又は100,000円のいずれか低い額
	H E M S	補助対象経費の額又は10,000円のいずれか低い額
	蓄電池	補助対象経費の額又は150,000円のいずれか低い額
	V 2 H	補助対象経費の額又は50,000円のいずれか低い額
一体的導入補助（太陽光発電及びH E M S並びに蓄電池、V 2 H又は高性能外皮等を同時に設置する場合の補助の区分をいう。）	太陽光発電 H E M S 蓄電池	太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力（単位はkWとし、小数点以下第2位未満を切り捨てた値（出力4kWを超える場合は、4kW）。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及び蓄電池の補助金の額を加えた額
	太陽光発電 H E M S V 2 H	太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及びV 2 Hの補助金の額を加えた額
	太陽光発電 H E M S 高性能外皮等	太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助

		の項に掲げるH E M S の補助金の額及び100,000円又は高性能外皮等の設置に係る補助対象経費の額のいずれか低い額を加えた額
--	--	---

別表第3（第12条関係）

住宅用地球温暖化対策設備	添付書類	補助事業完了日
太陽光発電	<p>(1) 電力会社の発行する発電設備の連系に関するお知らせの写し</p> <p>(2) 設置した住宅等の全景カラー写真、太陽電池モジュールの設置状態（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示すカラー写真並びにパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）の型式及び製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績書の写し並びに住宅以外の建物等に当該太陽電池モジュールを設置した場合は、その連系点のカラー写真</p>	<p>補助対象経費の支払が完了した日、電力の系統連系及び受給を開始した日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p>
燃料電池	<p>(1) 燃料電池本体のカラー写真並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し（保証の開始日が確認</p>	<p>補助対象経費の支払が完了した日、設備の保証書に記載されている保証の開始日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p>

	できるものに限る。以下同じ。)	
H E M S	(1) H E M S 本体のカラー写真、本体に貼付されている型式が確認できるカラー写真及び端末モニター等が起動している状態が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し	
蓄電池	(1) 蓄電池ユニットのカラー写真並びに蓄電池ユニットに貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し	
V 2 H	(1) V 2 H 本体のカラー写真並びに本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し	
高性能外皮等	(1) 空調設備及び給湯設備の本体のカラー写真並びに本体に貼付されている型式が確認できるカラー写真 (2) 建設住宅性能評価書の写し (3) Z E H 基準を満たす国の支援事業の補助を受けた場合は次に掲げる書類	補助対象経費の支払が完了した日、国の Z E H 支援事業の補助金確定通知日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日

を添える。

ア 国のZ E H支援事業
の補助金額確定通知
書の写し

イ 国のZ E H支援事業
の完了報告の写し

ウ 一次エネルギー消費
量計算結果の写し